

秩父地域森林林業活性化協議会ホームページ等運営要綱

(通則)

第1条 この要綱は、秩父地域森林林業活性化協議会ホームページ「森の活人」(以下、ホームページという。)及び公式フェイスブックページ(以下、フェイスブックという。)の運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 ホームページ及びフェイスブック(以下、公式ページ等という。)では、一般住民から事業者まで、あらゆる人々が求める森林・林業及び木材利用等に関する情報及び秩父地域森林林業活性化協議会(以下、協議会という。)または関係団体の情報をインターネット上に公開することで、秩父地域の健全な森林の育成と循環型社会の構築、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(運営主体)

第3条 公式ページ等の運営主体は協議会分科会とし、管理者を協議会事務局とする。

(運営担当者)

第4条 公式ページ等の管理、記事作成・更新及びホームページ保守・運営委託業者との調整を管理者が行い、公式ページ等の一部の記事作成・更新を分科会員が行うこととする。なお、他の団体・個人へこれらの業務を委託することはできないものとする。

(基本情報)

第5条 公式ページ等に掲載する問い合わせ先情報は事務局である秩父市森づくり課の連絡先を掲載し、フェイスブックにおいてはアカウント取得に使用するメールアドレスを、秩父市森づくり課代表メールアドレス(mori@city.chichibu.lg.jp)とする。

第6条 ホームページのURLは、<https://morinokatsujin.com>とする。また、フェイスブックのURLは、<https://www.facebook.com/morinokatsujin>とする。

(機密情報管理)

第7条 公式ページ等の管理・編集ページへのログインに必要なID及びパスワード等、運営に関する機密情報は、不正アクセスや漏洩のないよう厳重な管理をし、第3条で定める運営主体の他には開示してはならない。

(掲載内容)

第8条 公式ページ等には、第2条で定める目的に該当する情報、または分科会長が適当と認めた情報を掲載するものとする。

(公開禁止事項)

第9条 以下に定める情報は公式ページ等への公開を禁止し、万が一公開した場合、管理者は予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容のもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの

- (4) 著作権、商標権、肖像権など、第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 著しく営利性を帯び、過剰な利潤追求を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、分科会長が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むインターネットコンテンツへのリンク等

(情報公開の手順)

第10条 情報公開については、原則として事前に分科会長の承認を必要とするが、情報発信の即時性を考慮し、分科会長が適切と判断した内容については、第4条で定める運営担当者が公開操作をできるものとする。

(フェイスブックの各機能)

第11条 フェイスブックの各機能の使用について、以下のとおり定める。

- (1) タイムラインへの記事投稿
運営担当者は、近況の投稿、写真・動画の追加、スポットの追加、タグ付け等の操作ができるものとする。なお、投稿時には、記事末尾へ投稿者の団体名を記載する。なお、原則として全体への公開とする。
- (2) コメントの回答・他の投稿へのコメント投稿
運営担当者が投稿した記事に対するコメントについては、原則として投稿者が対応することとし、必要に応じて管理者と内容について調整を図る。他の投稿へのコメントは原則として行わない。
- (3) 「いいね！」及び「シェア」機能の使用
運営担当者は、第9条の公開禁止事項に該当しないもので、情報共有することが適切と認められる他のアカウントの投稿記事等（以下、他の投稿という。）については「いいね！」またはシェアすることができる。なお、原則として全体への公開とする。
- (4) メッセージの送信・回答
管理者が担当するが、原則としてメッセージの送信は行わない。他のユーザからのメッセージに対する回答が必要な場合は、管理者が担当者を指定する。
- (5) 友達の申請・承認
管理者が担当するが、必要な場合は、管理者が分科会員へ照会する。
- (6) その他の機能
上記の他の機能については原則使用しない。なお、分科会長が必要と認めるものについては、この限りでない。

(他のユーザのコメント等の削除)

第12条 管理者は、フェイスブックのタイムライン上に投稿された他のユーザのコメント等について、第9条の公開禁止事項に該当するものは、予告なく削除することができる。

(なりすましへの対応)

第13条 管理者は、フェイスブックのなりすましを発見した場合は、ホームページにおいてその旨を発信し、注意喚起を行うものとする。

(ホームページとフェイスブックとの連携)

第14条 ホームページに作成する記事の中で、対応可能なものはフェイスブックのタイムラインに自動表示させるなど、情報の共有・連携を図るものとする。

(要綱の公開)

第15条 管理者は、この要綱をホームページまたはフェイスブック上に記載する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が別に定めるものとし、必要な場合は分科会において協議を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。